

グローバル規範形成の環状システム化

——東アジアにおける「保護する責任」

中野涼子

一．はじめに

本稿は、東アジアにおける「保護する責任（以下R2P）」の受容・解釈の事例を参照しながら、国際規範の形成・定着について考察するものである。二〇〇五年の世界サミットにおいて国連総会が全会一致で採択した最終文書によれば、R2Pは、ジェノサイド・戦争犯罪・民族浄化・人道に対する罪として規定される四つの人道的犯罪から人々を守る国家の責任を指し、もし国家がその領域内において上記の問題に対処する能力あるいは意思がない場合には、国際社会がその責任を果たさねばならないことを意味する^①。この新しい規範の導入により人道的危機に対処するためのグローバルな枠組みが生まれたと言えるが、実際にR2Pが地域・サブ地域・国内レベルにおいてどのように実施され、適用され得るのかについての明白な道筋は示されていないのが現状である^②。

そこで本稿では、地域・国内レベルでのコンセンサスなしに、「真の普遍的合意」に基づくR2P実施は不可能であると仮定する^③。

その上で、地域、国家等がそれぞれの理念、信条やアイデンティティに合致するようにグローバル規範を脱構築・再構築する過程を、動態的に説明するための理論化を試みる。筆者は、二〇〇八年の『社会と倫理』に掲載された拙稿において、日本と中国がR2Pを異なる形で受容した点に着目し、これをグローバル規範のローカリゼーション（地方化、地域化）として提示した^④。本稿では、二〇〇五年以降のR2Pに関する言論の展開——特に、二〇〇九年七月の国連総会非公式会議、および、同年九月のR2P実施に関するコンセンサス決議の成果——を踏まえ、R2Pの規範形成を一方的な規範の伝播ではなく、双方向性のある環状システムとして捉える^⑤。具体的には、地域、国家レベルでグローバルな規範が再構築される過程を理論の中に取り込むことで、地域・国内的文脈の重要性を強調すると同時に、ローカリゼーションとグローバル化には相互作用の働きが伴っている点を明らかにする。

本稿の構成は以下のとおりである。第一節では、R2Pが国際社会における連帯主義の高まりに伴って普及したにもかかわらず、

この概念が国家主権や内政不干渉の原則に反する側面を持つため、多元主義による揺り戻しがあることを示す。第二節では、R2Pの規範普及を環状システムとして捉えるための枠組みを提示する。第三節では、東アジアの事例を参照しながら、前節で提示した枠組みの有用性を検証する。

二・国際社会におけるR2P

― 連帯主義と多元主義との狭間で

国際社会において、R2Pは議論をかもしやすい規範である。この規範を支える思想的潮流として挙げられるのは、世界各地で起こる人道的危機を局地的というよりはグローバルな課題として捉える連帯主義である。グローバル化が国際社会における相互依存関係を増大させる中、国際社会を代表する国連のような機関および各々の主権国家が責任をもつて国際公共財を提供することを、連帯主義は要請する。国際公共財の提供には、新旧の課題に適合するような公共政策策定のより洗練された手法を必要とされるが、当該政府がその責任を果たさない、あるいは果たせない場合、国際関係の基本原則であった国家主権は批判に晒されることになる。⁶⁾ 人道的理由により非民主主義国家を批判する声、そしてR2P規範の登場は、国際社会の機能拡大を求める連帯主義と連動している。⁸⁾ 連帯主義の影響力が拡大する一方、国際社会には、これを牽制しようとする多元主義が根強く存在する。なぜなら、国際システムに

おける主体間の力関係は非対称に形成されており、国家や国際機構におけるグローバル化の効果は地球全体において均一でないからである。特に、R2Pに関する論争が示すのは、紛争予防、国家介入、国家主権の緊張関係である。R2Pの登場は、国内政治に立ち入らないとする内政不干渉原則の脆弱化を示唆しているが、この原則は今も広く支持されているのが現状である。このため、国際平和・安全保障の維持を主な任務とする国連安全保障理事会（以下、安保理）において、連帯主義と多元主義がそれぞれ定義する国際社会空間の間の緊張関係が度々見られる。一九九〇年代、国連の歴史においてかつて存在しなかったような複雑な紛争の増加は、介入についてのより一貫した規則と原則を安保理に求める理由となった。一九九一年、イラク北部での人道的危機に対する安保理決議六八八は、イラク空軍の潜在的脅威によってイラク領内から締め出される危険のあったクルド人たちの安全を憂慮した結果である。ソマリアにおける法と秩序の崩壊ないし人道的危機が起こると、地域安全保障の脅威に対する憂慮から、安保理による何らかの対応が求められた。さらに、ユーゴスラビアの解体後の混乱のさなか、再び対応の必要性が認識されると、安保理は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの人道的危機を国際平和と安全保障への大きな脅威として位置づけた。これら一連の行動と決定は、安保理が国連憲章三九条の範囲を拡大すること―すなわち、大規模な暴力行為から人々を保護するための軍事的機能の強化―を示唆するものである。しかしながら、マクファーレンとコングがいみじくも指摘するように「これらの三事

例はすべて……特筆すべき前例のない性質の危機として特記されている⁹⁾。特に、ロシアや中国といった常任理事国は、国家主権と内政不干渉の原則が形成する境界を押し広げような「人道的危機」という新しい規範に対して難色を示している¹⁰⁾。このことは、大規模な人権侵害から人々を保護するための介入という連帯主義的議論の限界を示唆している。

以上のように、現代の国際社会では連帯主義と多元主義は拮抗する形で存在し、内政干渉の議論に触れざるを得ないR2Pは物議をかもしやすい。しかし、「介入と国家主権に関する国際委員会」(以下、ICISS)によってR2Pが提起された二〇〇一年から現在に至るまでの議論を考察したとき、この概念の規定のされ方が変化していることが分かる。当初、ICISSの報告書にあったR2Pが、人道的介入論に近いものとして多くの国々の警戒心を引き起こしたのに対して、二〇〇五年の世界サミット最終文書では全会一致でこの概念を支持することが示された。その際、介入の条件などについて更なる議論を求めような記述もされなかった。しかもこの文書では、住民を国際人道上の犯罪から守る役割を果たすための介入における最終的な権威を、国連総会に委ねるものとした。また、二〇〇九年のR2P実施に関する報告書では、かつてのR2P概念に付随していた介入の要素を強調するトーンは弱まった。二〇〇五年の世界サミット最終文書における第一三八および一三九段落の内容を具体化すべく提唱された三つの基軸はそのことをよく示している。それによれば、第一に、国連憲章第二条一項

および七項を弱めるのではなく、むしろそれを強化するために、責任としての国家主権の重要性を明言した。第二に、国家がその義務を遂行できるように、能力強化のための国際支援を行う必要性を説いた。第三に、国連憲章の原則に適合すべく、国家がその国民に負う義務を遂行できなかった場合、適時かつ適切な行動をとることが示された¹¹⁾。これら三つの基軸は、それぞれ等しくその重要性が強調されるが、二〇一〇年七月の国連総長による報告書で示されたように、現在では最初の二つの基軸に強調点が置かれる傾向にある¹²⁾。

以上の動向から、なぜ、国際社会においてR2Pに対する態度が、当初の否定的な反応から現在の肯定的なものに変化したのかという疑問が生じる。特にR2Pに対する警戒心が強かったアジア太平洋における国々は、いかにしてR2Pを受容するに至ったのであろうか。以下では、R2Pが真に国際社会の規範として再構成される過程の理論化を試みる。

三．軟性規範としてのR2P

規範の発生起源に関しては、構成主義(Constructivism)に基づく研究が多くある。これらは、国際社会の構成員が行なう政策の規制と修正を担う国連のような国際機関の重要性を強調する傾向にあるが、規範がいかにして構築されるのかという点に関しての分析が少ないという難点がある。ここでは、国際規範の構築における多国間制度の重要性に着眼する構成主義の議論を反復するのではな

く、R2Pを事例に考えてみよう。国際的な場でR2Pが議論されたのは、もともと国連のような公的な国際組織の枠組みの外、すなわち、ICISSである。この中で、R2P概念は、カナダのようなR2Pを促進しようとする国々によってサポートされるアドホックな専門家ネットワークと、同様の問題意識を有する支援者集団によって形成された。⁽¹³⁾ここで興味深いのは、ポスト冷戦期国際システムの質的変容の下で広がった連帯主義の片鱗が見受けられる一方、R2Pの発祥は国連の外にあり、「普遍的な宣伝活動と正統化」は後からついてくるべきものであった点である。⁽¹⁴⁾しかし、マクファレンスとコングが指摘するように、そうした過程は容易に起こらなかった。

国連組織の硬直性と多くの国々の警戒心のために、人命保護の理由とはいえども、国家的特権としてみなされている主権の力を弱めるような具体的行動は妨げられた。(ICISSによるR2Pの)報告書が完成すると、それについての非公式で(かつまったく無益な)議論が、安保理と国連総会において繰り返されることになる。⁽¹⁵⁾

このような状況を踏まえて、R2Pを概念化するために、最初に国際関係における法の適用と効果の多様性を説明する法制化の議論を参照したい。⁽¹⁶⁾これによれば、規範とは三つの属性―すなわち、義務・明示性・権限委譲―のいずれかを有すると考えられる。(一)

義務とは、すべての主体が一連の規則によって法的に規定されることを想定する。(二)明示性とは、活動を規定したり抑制したりする明示的な行動指針を指す。(三)権限委譲とは、第三者機関が規則の実施・解釈・適用を認定するという状況を意味する。⁽¹⁷⁾現在、存在する規範が何をもどの程度もっているかを示す明確な見取り図を描くことは難しいが、現在の国際社会には、上述の三条件がそろう理想状態から、これらがまったく欠如している状態まで、さまざまな規範が存在すると考えられる。概念上、これら三つの属性をもつ規範を硬性規範とし、その状態には至らないものを軟性規範として定義できる。この中で、R2Pは、明らかに後者に属するものである。なぜなら、二〇〇五年の世界サミットにおいて国連加盟国は「ジェノサイド・戦争犯罪・民族浄化・人道に対する罪から人民の保護を支援する……責任を確認した」⁽¹⁸⁾が、R2Pは法的拘束力を有しているわけでも、明示的な行動指針があるわけでもない。権限委譲が全く規定されていない点で、R2Pを硬性規範とは呼び難い。

R2Pを軟性規範と規定した上で、その伝播を考察するにあたって有用なのは「社会化」と「ローカリゼーション」の議論である。⁽¹⁹⁾これらは、国際規範の枠組みと国家もしくは地域レベルの協力パートナーを動的に説明する。たとえばジョンストンによれば、国際社会の場には、三つの社会化効果―模倣・社会的影響・説得―が存在する。⁽²⁰⁾模倣とは、「目的と手段を照らした詳細な利得計算に先立つ」不確定な環境下において、国家が特定の社会集団の行動規範を真似ることを意味する。社会的影響は、社会集団の構成員が互いの

行動を評価し合うことから起こる。たとえば、公的な場で支援が表明されたり、逆に名指しの批判を通して面目がつぶされたりすることで、当該国家の行動が助長されたり制限されたりする場合を指す。説得とは、国家に「特定の規範・価値・因果関係についての理解があり、彼ら自身の行動によってそれが実現されなければならないと認知する」⁽²²⁾ことを示している。

社会化が国際社会への国家の適応を示す概念であるのに対し、規範のローカリゼーションは、ローカルな主体に着目する点に特徴がある。ローカリゼーションとは「言説・枠組形成・接合や文化的嗜好を通じて」外来の思想がローカルな主体によって、かつ既に確立されているローカルな信念や実践と調和性を保ちながら、積極的に摂取されること」と、定義できる。⁽²³⁾アチャリヤによれば、外来規範のローカリゼーションを促進する要因は主として四つ挙げられる。第一に、ローカルな主体が対外政策における正統性と権威を強化する手段として新たな規範を捉えた場合、第二に、新たな国際規範をそのまま受容することを抑制する文化的信念や行動様式に深く根ざした強固なローカル規範がある場合、第三に、強力なローカル主体が存在し、社会言説を指導し、ローカル規範の擁護者としての役割を果たしている場合、第四に、強力なアイデンティティや自己認識が特殊かつ卓越した形で存在し、それが国際規範のローカリゼーションを促す場合である。⁽²⁴⁾

ローカリゼーションが起こるには、国際規範と既存の規範枠組みとの調和性、および、その調和を可能にするための現地の（制度的）

メカニズムの存在如何にかかっている。また、政府が国際規範のローカリゼーションに積極的でない場合は、アドボカシー（提言・ネットワーク）の存在が特に重要である。グローバル、地域、国内レベルにまたがる普及機能を有するアドボカシー・ネットワークは、規範に照らし合わせて政府に説明責任を求め、規範を逸脱する場合は、その国の評判に影響を与える。しかし、このようなネットワークは、世界の各地域に均等に散らばっているわけではない。また、社会がどこまで新たな規範に対して開放的であるかは、国家や地域ごとに異なっている。したがって、次の三つの点が指摘される。第一に、グローバルな規範が伝播する過程は多様である。第二に、グローバルな規範が伝播することで、社会の開放性が高められる可能性がある。第三に、グローバルな規範が国家戦略に組み込まれる過程は、国によって異なる。

しかし、社会化・ローカリゼーションという理論的枠組みの問題は、依然として、上からの一方向的な過程を示すものであり、軟性規範であるR2Pの性質を無視する点である。R2P規範が、下位組織（地域、サブ地域、国家）からの反応に左右される点を組み込むためには、環性システムのものを想定する必要がある。この環性システムは、地域、サブ地域、国内レベルで適合可能なR2P規範の構築が、国際社会の場へフィードバックされ、その過程で新たなグローバル規範が再構築されるというサイクルを示す。このようなサイクルなくして、二〇〇九年七月の国連総会非公式会議、および、同年九月のR2P実施に関するコンセンサス決議のR2P

に関する成果は得られなかったものと考えられる。

次節では、主として中国と日本を参照事例として、R2Pの環状システムにおいて東アジアの視座がどう位置づけられるのかを検討する。

四．東アジアにおけるR2Pの伝播―中国と日本

東アジアの視座を語る上で、まず、東アジアという「地域」が必ずしも自明の概念ではないということを念頭に置く必要がある。地域とは、距離によって測定できる地理的一体性や経済などの相互依存関係によって関連づけられた特定の国家および非国家主体の集合として定義できる²⁶⁾。しかし、東アジアの場合、相互依存の程度は問題領域ごとに相当異なっているため、地域なるものの境界線は実際には重層的に存在すると考えられる。カツェンスタインがいみじくも指摘するように、「地域とは、さまざまな過程を通して透過的(porous)に構築される。その制度的構成はそれぞれの地域で異なっており、米国の権力と目的を支援する中心的国家の存在（または不在）によってその地域の特徴も決まる²⁷⁾」。東アジアにおいては、地域における経済的相互依存が日本と中国を中心として相当深化しており、強固な貿易関係と実質的な直接投資が同地域に属しているという認識を作り出す²⁸⁾。しかし、安全保障の領域に着目すると、まったく別の境界線が見出せる。日清戦争の歴史の記憶とともに、日米同盟を代表とするアジアにおける米国の軍事的関係は、日中を分か

つような認識を作り出している。日中の経済的相互依存が緊密化する反面、国家間紛争や暴力の歴史的経験の結果として、日中間では共通のアイデンティティや信頼関係が欠如しているため、東アジアを地域としてひとくくりにできない側面がある。

それにもかかわらず、東アジアには、協力に関する共通の行動様式、態度、パターンとして、内政不干渉の原則や国家主権の重視が存在する。東アジアの多くの国々は、国内政治の正統性や安全保障において不確実性の問題を抱えており、非干渉的で非介入的なアプローチである「ASEAN方式」―それぞれの国家の利害に配慮しながら多国間の問題に関する合意を形成する方法―を好む²⁹⁾。しかし、このことは、他国の人道的危機に対して東アジア諸国が全く無関心であるわけではない。むしろ、近年において、人道的問題に関する支援を後押しする傾向は高まっている³⁰⁾。ASEANおよび日中両国が東ティモールにおける危機管理、国家形成支援の国連活動に大きくかかわったことは、その例である。このことは、現在の東アジアでは、人間の安全保障に代表されるような、住民一人一人の安全を重視する連帯主義の動きと、主権国家の役割に重きを置く多元主義の動きの緊張関係を顕著に表している。この地域的文脈の中で、R2Pは、国家主権と内政不干渉の原則と整合性のある形で受容される必要があると想定できる。前節のグローバル規範の環状システムをあてはめて考えてみれば、二〇〇九年に至るまでの過程で、東アジア諸国はこの整合性を確立することに力を入れ、その結果が二〇〇九年七月の国連総会非公式会議、および、同年九月の

R 2 P 実施に関するコンセンサス決議の成果に反映されていると考えられる。

以下では、中国と日本における R 2 P の受容・解釈の過程を検証する。この両国は、ASEAN 地域フォーラムや ASEAN + 3 といった地域的枠組みの構築において重要なアクターであり、ここでの R 2 P の受容・解釈が、東アジア地域の互恵的協力や安全保障認識の共有に多大な影響をもつと考えられる。東アジアにおける R 2 P の適用は、R 2 P の三つの柱——国家によって担われるべき保護する責任、国際的な支援体制と政府能力の強化、時宜に適切な実質的な応答——を、広範な地域安全保障協力の枠組みに組み込む必要がある。その最初のステップとして、日中両国の態度の検証は欠かせないものである。

中国と R 2 P — 国家主権と人道的介入の和解

中国は、もともと R 2 P に対して、牽制的な態度をとっていた。しかし、二〇〇五年の世界サミット、それに続く安保理決議一六七四（二〇〇六年）において、紛争地帯における人民保護の重要性について言及した。さらに、中国は、R 2 P の厳格な解釈を提唱し、国家はジェノサイド・戦争犯罪・民族浄化・人道に対する罪などから人々を保護する責任が存するという二〇〇五年の合意を逸脱すべきではないと主張した³¹⁾。また、R 2 P の実施については、安保理ではなく国連総会で合意が形成される必要があるとした³²⁾。その上で、人道的危機に直面する人々を保護するために集団的行動を

起こす場合は、常に国連安保理および関係国家の合意を得なければならぬことを強調している。

中国が R 2 P について広く言及するようになったのは、表面的には、戦略的模倣として見ることができると。つまり中国政府は、新しい行動規範としての R 2 P に関して、単に他の国々と足並みをそろえて賛同したのである。しかし、近年の研究を参考にすると、それは必ずしも事実ではない。そのことを示すために、以下では、中国における主権・介入に関する概念の変遷について見ていこう。

中国の対外的な行動規範・行動様式は、伝統的には、国家主権の厳格で固定的な理解に基づくと考えられてきた。中国は、一九世紀半ばのアヘン戦争、一九世紀から二〇世紀にかけての西欧列強（英・仏・独・露）や日本による「半植民地化」³³⁾、さらには冷戦期におけるロシア、インドとの国境紛争など、外国からの介入に苦しんだ歴史経験をもっている。また、介入についての中国の警戒的態度は、チベット・新疆ウイグル・台湾を中国領土の一部とする一九四九年以来の中国共産党の政治目的にも由来する。一九七八年の鄧小平による門戸開放政策以降、中国共産党は市場経済改革を推進しているが、多民族国民国家を構築するという企図は、共産党指導部の「実用的ナショナリズム」として存続している³⁴⁾。二〇〇一年、ICISS の協議において中国が当初 R 2 P を拒絶していたことは、米国のような覇権国家が非民主国家への軍事介入を正統化する口実として R 2 P を用いることへの強い懸念の現れであった³⁵⁾。これは、一九九九年五月にベオグラードの中国大使館を NATO 軍

が誤爆したことへの猜疑心、つまり米国がコソボ紛争を「中国の台頭」を抑制する機会として利用しているのではないかという疑念と関連している⁽³⁶⁾。

しかしながら、一九九九年以降、国連指導下における軍事介入に中国が積極的に参加するようになった⁽³⁷⁾。このことは、中国が国家主権を柔軟に理解し、国家が人々を保護する機能を喪失している場合には、国連のような対外的権威が国内問題に介入し得るという考えをある程度受け入れていることを示唆している。中国は国連PKO活動のため、二〇一一年三月までに、二〇四四名の軍隊・軍事監視員・警察官を派遣したが、これは常任理事国五ヶ国中、最大の国連活動への貢献である⁽³⁸⁾。中国の国連活動への参加は、安保理の承認や受け入れ国の承諾の有無などに左右されるが、後者については、とりわけ「国家権力が紛争途上にある、または効果的な形で存在し得ない」場合に柔軟に解釈される事例が増えている。さらに、国家主権と介入についての中国の柔軟な理解は、上海条約機構、ASEAN、APEC、欧州連合等の反テロリズムの国家間協力への積極的参加にも表れている。

中国が国家主権についての解釈を修正したのには、二つの要因が考えられる。第一に、中国の対外政策策定に直接的・間接的に影響力を有している政府関係者や有識者たちが、主権と介入についての新たな規範を受け入れ始めた点である。確かに、中国社会の開放性は、未だ比較的低水準に止まっており、国内のアドボカシー・ネットワークは皆無といっても過言ではない。しかし、中国の研究機関

や対外政策のエリート・コミュニティは、人権擁護や非伝統的安全保障分野で活動する国際機関との頻繁なやり取りを通して、国家主権についてより柔軟な態度を示すようになった。カールソンが指摘するように、「たいていは、自己利益の追求から中国の指導者たちが（主権などの）規範の柔軟な解釈に積極的に反対しない場合、どのような状況下で介入が正当化されるのかという議論が、限られた範囲においてはではあるが、対外政策に携わる中国エリートの中で起こる。これが、エリート・コミュニティに（主権や介入についての）規範が浸透し得るような状況を作り出している」⁽⁴⁰⁾。

第二に、ポスト冷戦期において、中国はその著しい経済成長のもとで、多くの多国籍国際機構やその交渉過程に参加し始めた。莫大な海外直接投資(FDI)と低賃金との融合により、中国は世界の製造業の一大拠点となっている。国際貿易や海外直接投資・生産量の飛躍的増大、製造業のトランスナショナル・ネットワークの拡大と外貨の大量蓄積は著しく、二〇〇一年のWTO加盟は、中国が欧米の自由経済秩序の原則を受け入れたことを象徴する⁽⁴¹⁾。グローバル経済の利益当事者となった今日の中国は、経済・貿易上の長期的な恩恵を享受するために、戦略上重要な問題において非難を招かないための外交努力を行なっている。中国が、安保理ではなく国連総会の枠組みでR2Pを議論することを好むのは、多国籍間の意思決定過程の中で、不本意な介入を回避するためである。そうすることによって、中国は、R2Pに関しての安保理の勧告や制裁が妨げられるような状況を回避し得るのである。外交政策における新た

な行動規範としてのR2Pを受容することは、中国が国際社会の一員ないし「善良な市民」としての地位を獲得する上で助けとなる。それ故に、中国の政治指導者たちが、他国の人道問題に対して憂慮を示すようになったことは驚くに値しない⁴²⁾。グローバルな経済・安全保障問題に活発に参加する中で、中国政府は国際社会という概念を拡大する連帯主義の企図に直面している。中国の多国籍企業は、ジンバブエの農地改革や資源利用、雲南省まで延びているミャンマーの石油ガスのパイプライン建設、スーダンの石油資源の採掘・開発計画など、複数のプロジェクトに深く関わっているが、ミャンマー、スーダン、ジンバブエなどで人道的危機が起こると、中国は国際社会の一員として責任ある行動を求められる。これに対して、中国政府が何の手段も講じない場合、国際的な非難に晒されることとなる。近年の例としては、ヒューマン・ライト・ウォッチやアムネスティ・インターナショナルといった国際的なアドボカシー・グループによって、中国政府はスーダン政府と通じ、(武器輸出やスーダンの石油資源の利用をなどによって)経済利益の最大化をはかっていると非難された⁴³⁾。こうした批判に対し、二〇〇七年四月に中国外交部副部長は、スーダン政府は国連平和強制軍を受け入れるべきであると公式に表明した⁴⁴⁾。また、二〇〇八年二月には、中国はアフリカ以外の国で国際連合・アフリカ連合ダフルフル派遣団(UNAMID)に兵員を派遣した最初の国であり、同地域への開発援助の主たる提供国であると、温家宝国家主席が強調した⁴⁵⁾。これらの発言は、人権侵害を看過しない態度を示すことによって、中国

の評判を落とすのを避けようとする意図が感じられる。今日、中国はR2P原則の下で何らかの対応が求められる事案について、国際的な合意形成過程に積極的にかかわろうとしている。

主権と介入についての中国の見方が根本的に変化したのか、という問いに明示的な回答を与えることは時期尚早であろう。二〇〇五年世界サミット最終文書や安保理決議一六七四におけるR2P概念は、中国の見解と広い意味で整合的であり、人道問題のために中国が既得権益を犠牲にしたことはなかった。また、ミャンマー(二〇〇七年)、ジンバブエ(二〇〇八年)の事例に見られるように、安保理の常任理事国である中国は、自国にとって不本意な介入を防ぐための拒否権を発動することができる⁴⁶⁾。その意味では、主権と介入について中国が百八十度方向転換する必要はないのである。ここで注目すべき点は、中国がR2Pの必要を認め、他国の人道的危機に関して言及するようになったことである。明白で物理的な利害が存在しないにもかかわらず、中国が介入に触れる発言を行うようになったことは、中国の社会化現象の表れであると同時に、グローバル規範の再構築への関与の始まりとして捉えることができる。

以上の考察から、中国は自らの主権と介入の概念と合致するように、R2Pの概念をローカライゼーションしている。つまり、R2Pは正統性をもつ概念として、中国の政治言説に組み込まれたのである。この中国のR2P解釈は、二〇〇九年のR2P実施についての報告書におけるR2Pの一つ目の基軸、すなわち、国連憲章第二章一項および七項の内容である主権国家の役割強化に重

点が置かれていることと合致している。すなわち、中国で再構築されたR2P規範が、グローバル・レベルのR2P規範に反映されたと言える。

日本とR2P―反軍国主義と国際主義の和解

中国と同様に、日本も二〇〇五年の世界サミット、それに続く安保理決議一六七四(二〇〇六年)において、R2Pの概念を支持している。また、安保理において、日本は、R2Pの概念を実践に移すような具体的な基準を定義すべきであると、複数回にわたり提案している⁽⁴⁷⁾。しかしながら、日本「自体はこの原則の適用に積極的に関与しているわけではなく」、日本国内において、政府はR2Pに関してほとんど言及しない状態である⁽⁴⁸⁾。日本政府のR2P原則への支持にもかかわらず、首相も外相も国民に対してこの規範の重要性を語ろうとはしていない。R2Pが外交的議題になり始めた当初の文書からは、人道的危機から人々を保護するというR2Pの包括的な役割よりは、軍事的・介入主義的側面が過度に強調されているような傾向が見られる。二〇〇五年、大島賢三(国際連合・日本政府常駐代表)は、次のように述べている。

ポスト冷戦期における経験から鑑みて、現在が「保護する責任」を具現化する好機であるとする事務総長の立場を日本は支持する。しかし、たとえ軍事介入という最後の手段が完全に排除し得ないとしても、国際社会が状況を改善するために軍事

以外の手段に全力を傾ける、または傾けねばならないというのが我々の立場であり、この点はより一層の検証を必要とする⁽⁴⁹⁾。

さらに、二〇〇八年のダボスにおける世界経済フォーラムにおいて福田首相は、たとえ国際社会が武力の行使を想定した場合においても、日本は決してそれに追従しない、なぜなら日本は「人道的および復興援助を主たる目的としている」からである、と説明している⁽⁵⁰⁾。

日本がR2Pの関与に消極的な理由は二つある。第一に、日本の戦後外交が由来する強力なローカル規範および行動様式のため、R2Pは、慎重ないしは無関心な態度で迎えられた点が挙げられる。アジア太平洋戦争において日本が敗北し、戦時中に多くの人命が失われ、多くの国民が戦争の惨禍を経験したことは、戦後日本に反軍国主義(antimilitarism)の波をもたらした。ここで言うところの反軍国主義とは、暴力や自衛を徹底的に否定する絶対的平和主義というよりは、非軍事的手段によって国際的な問題を解決しようとする志向を示す。これは、米国と安全保障条約を結ぶことと共存する形で、冷戦期の日本の安全保障政策を支えることとなった⁽⁵¹⁾。オロスによれば、日本の反軍国主義は特定の平和主義者たちの思想ではなく、日本の政治的・経済的な利益に合致するような形で長期にわたって構築されてきた概念である⁽⁵²⁾。それによれば、第一に、日本の政策決定過程に軍の関係者が関与しないこと、第二に、自衛の場合を除き、国際紛争解決の手段として軍事力を行使しないこと、第三

に、外国の戦争に参加しないこと、という三つの行動指針が示される。この反軍国主義のために、国際紛争関与への道を開く可能性がある。R2Pは、日本政府から敬遠されているのである。

第二に、仮に日本がグローバルな安全保障の枠組みの中で責任ある役割を果たそうとしても、R2Pを積極的に推進する必要はないとみなされている点である。国際貢献の名の下に、日本はこれまでに様々な手段と行動を選択してきた。第一に、一九九二年八月に国会を通過した国際平和協力法により、約二千人の自衛隊および文民が国連平和維持活動へと派遣された。⁽³³⁾ 第二に、日本の橋本首相とクリントン米大統領が署名した日米安全保障共同宣言（一九九六年）は、日米同盟の主旨にアジア太平洋地域の平和と安定が含まれ得ることを確認した。さらに日米防衛協力ガイドライン改定（一九九七年）では、日米両国が「日本の近隣地域」の状況に対して協力・対応することが盛り込まれている。かかる文書において、日本は米国との安全保障協力を、国家防衛の手段に止まらず、東アジアの安定をはかる上で重要な方途であると捉えている。⁽³⁴⁾ 第三に、一九九八年以降日本政府によって推進されている人間の安全保障の概念―これは「生存・日常生活・人間の尊厳を脅かすあらゆる要因を包括的に捉え、かかる脅威に対処する手段の強化」を提唱している―が挙げられる。「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」という人間の安全保障における二つの命題は、日本の政策言説においては分離しており、「恐怖からの自由」というR2Pに連なる側面ではなく、「欠乏からの自由」に関連した領域に重点が置かれて

いる。外務省の国際社会協力部長は、二〇〇〇年に、「個々人の人間としての生存・尊厳を確保することが人間の安全保障の目的であるとすれば、紛争下の人間の生命の保護だけでは十分ではない」と述べている。⁽³⁵⁾

確かに日本は、人間の安全保障とR2Pには重複する側面があることを認識している。しかし、三つの理由から前者に重点を置いている。第一に、人間の安全保障は、日本の反軍国主義の伝統に、より調和的である。何十年もの間、「吉田ドクトリン」は経済復興と開発を日本の主目標とし、防衛費と安全保障への関与を最小化することを企図してきた。経済復興の後には、インドシナ半島の平和と安定や中国との「友好」関係の構築など、その経済力を国家的・国際的目標のために用いてきた。⁽³⁶⁾ 辟易するような政治的対立を回避する上で、人間の安全保障は、日本が経済外交という過去の伝統に立脚するためには有用な概念なのである。人間の安全保障は、R2Pよりも緩やかかつ柔軟な定義が可能であることから、日本政府はかかる概念を重宝し、武力行使などに伴う政治論争を回避してきた。

第二に、人間の安全保障は、アジアの隣国からの非難を誘発する可能性が比較的少ない。一九九〇年代の「アジア的価値」論に見られるように、人権概念は往々にして、欧米型個人主義の表れとしてみなされる傾向にある。⁽³⁷⁾ 人間の安全保障はこれとは対照的に、アジアの政府にとつて受け入れやすいものとなっている。その上、東南アジアでは、包括的安全保障の概念が、地域的安全保障共同体の形成に役立つとみなされている。⁽³⁸⁾ 一九九七―九八年の東アジアの経

済危機、スマトラ沖大地震による津波（二〇〇四年）やサイクロン・ナルギス（二〇〇八年）などの自然災害以降、ASEANやASEAN地域フォーラムにおいて、人間の安全保障は、貧困層および排除された人々への安全弁を提供するための概念として使われるようになった。つまり、東南アジアで議論される人間の安全保障は、日本の場合と同様に、欠乏からの自由を重点を置くものである。アチャリヤによれば、日本の提起する人間の安全保障は、「アジア太平洋の政府にとって不本意な、または疑念を抱くようなものではなく、人間の安全保障と人権、人道的介入の促進を密接に関連づけるような人間の安全保障概念に比べて受容し易いものである」^⑧。

第三に、人間の安全保障を促進することで、日本政府は反軍国主義規範を推進しているピースポートやペシワール会のようなアドボカシー・ネットワークからの批判を最小限に抑えることができる。日本において、二〇〇五年の世界サミットにおけるR2Pおよび安保理決議一六七四への日本の支持をサポートするようなネットワークは殆どない。R2Pの適用を積極的に推進するような国内ネットワークの不在は、広範囲にわたる国民レベルでのR2P規範の受容を著しく困難なものとしている。日本において、長期的平和のためには、力に訴えるのではなく、人間の安全保障の下で行われる紛争予防・能力構築・人道支援の方が効果的であると考えられているのはこのためである。

しかしながら、二〇〇九年国連総会非公式会議において、日本は、二〇〇五年世界サミット最終文書の内容の実施を求める見解

を支持した。ここで示されたR2Pにおける第二の基軸、すなわち、脆弱国家の能力強化のための国際支援を行う必要性を説いている。ここで注目されるのは、日本がR2Pを受容しないのではなく、ローカル規範である反軍国主義と整合的である人間の安全保障と合致するようなR2Pの側面を強調している点である。武力介入の必要性を積極的に説くのではなく、紛争予防および紛争後の国際支援の重要性を強調することは、日本外交の既定路線に反しないため、政府にとってはやりやすい方策と言えよう。

以上の考察で示されたように、日本は、人間の安全保障を外交政策の基軸に据え、それに見合う形でR2Pを外交言説の中に組み込むよう努めている。R2Pは武力行使の可能性をもつため、人間の安全保障という緩やかな概念に比べて、政治的には物議をかもしやすく国民には受け入れ難いものとみなされる。これは、日本の歴史と政治文化に深く根ざした反軍国主義が、人々の生命を保護するために自衛隊を「戦闘地帯」に派遣することについての国民的議論を抑制する傾向を反映している。このような背景から、日本政府は国内的にはR2Pについての議論をあまり奨励せず、国連の場においては戦闘を伴わない支援活動を通じてのR2Pの重要性を強調したと言える。

5. 結びにかえて

今日、R2Pについて国際的議論がなされていることは、ポスト

冷戦期の国際社会における連帯主義の高まりと無関係ではない。旧ユーゴスラビア・ルワンダ・ソマリアにおける人道危機から人々を救うことに失敗した国連の教訓を経て、R2Pが国際社会の場で議論されるようになった。しかし、二〇〇一年以降、この新たな規範が国家主権と内政不干涉原則を重視する多元主義による反発を受け、権威委譲の話にまで到底及ばなかったことに示されているように、R2Pは軟性規範と位置づけられる。そんな中で、二〇〇九年に、国連加盟国に人道的な軍事介入を義務づけないものの、住民を保護するための様々な措置を積極的に実施するという合意が形成されたことは、画期的な出来事である。このことから、R2Pは新たなグローバル規範として確立しつつあると言える。

この過程を理論化するうえで、本稿では環状システムという概念を導入した。社会化・ローカリゼーションの概念は、グローバルな規範とそれが及ぼす国家行動への影響の関係を説明するのに有用であるが、グローバル規範が真に国際社会に受け入れられるものとなる過程のすべてを説明することができない。特に、社会化という概念は、国際社会を特定国家の外側に位置するものとして捉えるため、その国家が国際社会の一部として規範構築の過程に加わっている部分を取り残してしまう危険性がある。この問題を克服するには、R2Pが、地域・サブ地域・国家レベルからのフィードバックを受けて国際規範としての浸透性を高めるとの理解を可能にする環状システムの理論化が必要である。

R2Pは、この概念が提示され始めたころに比べて、現在は東ア

ジアの多くの国々にとってより受け入れられやすいものとなった。特に、二〇〇五年世界サミット以降における中国と日本の例は、そのことをよく示している。R2Pに対する中国の支持は、現在進行形の社会化の一部として見るができる。中国は、国際社会への参入により自らの伝統的主権概念を変化させるよう迫られる中、主権と介入についての慎重な姿勢を維持または強めつつも、R2Pという規範を正当なものとして受け入れた。日本では、R2Pが人間の安全保障という幅広い論議の中で影を潜めており、人道的理由で介入を行なうべきか、または、どの時点で行なうべきかという政治的に困難な問いは、慎重に回避されている。人間の安全保障を推進する日本の外交方針は、反軍国主義と、国際社会の中で責任ある安全保障上の地位を確保しようとする政治的判断の結果であると言える。国際紛争介入への道を開く可能性のあるR2Pは、日本の人間の安全保障政策の盲点をつくものであるが、R2Pを非軍事的な国際貢献の有用性を含む規範として捉えることで、日本にとってより受け入れやすいものになった。二〇〇九年七月の国連総会非公式会議と同年九月のR2P実施に関するコンセンサス会議の結果は、このような日中両国のR2P概念が反映されている。

R2Pの実施には、地域的および国内的な行動様式や信条と整合性のある形でR2Pが受け入れられることが不可欠である。R2Pが国際社会の場で議論されることで、ジェノサイド・戦争犯罪・民族浄化・人道に対する罪から人々を保護するという問いに正面から向き合うことを各地域、国家は余儀なくされた。これは内

政への介入に徹底的に反する国の態度を軟化させる役割を果たした。さらに、人道的支援がどのような形で行われ得るか、あるいはどの時点で行われるのか―国際社会の構成員はそれを支持するかしないかの判断を迫られる点で、人道的危機に対応するための大きな圧力になる―についての論争は、同様の意味合いを持つている。しかし、それはグローバルな規範が一方的に各地に普及するといった単純な過程ではない。R2Pが真にグローバルなものとして捉えられ、規範の指し示す方向に向けての集団的行動を可能にするためには、国内的議論が国際社会の場に還元するシステムがより強固なものになる必要がある。確かに、地域からのフィードバックが行われた上で、グローバルな規範が確立されるには、多くの時間を要するであろう。その意味で、今ある人道危機に対応するにはR2Pは未だ不十分であり役に立たないと言えるかもしれない。しかし、そのような議論の過程なくして、国際社会が人道危機に対して正当性のある形で責任を果たすことは、不可能なのである。

注

- 注：この論文は、Jochen Prantlと共同執筆した英語論文「Global Norm Diffusion in East Asia: How China and Japan Implement the Responsibility Protect. *International Relations* 25: 2 (二〇一一年) をもとに、筆者が単独で加筆修正したものである。
- (1) UN-Doc. A/RES/60/1, 24 October 2005, paras 138–139.
- (2) 事務総長の報告書「保護する責任の実施」によれば、R2Pは「グローバル及びローカルな価値や基準の反映として、無条件で即座にそれぞれの文化や社会に統合されなければならない」と述べられている。UN-

Doc. A/63/677, 12 January 2009, para 20.

- (3) Gareth Evans, *The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Crimes Once and For All* (Washington D. C.: Brookings Institution Press, 2008), p. 55; Gareth Evans, 'The Responsibility to Protect: An Idea Whose Time Has Come ... and Gone?', *International Relations* 22(3), 2008, pp. 283–298. R2Pをめぐって不調和なことはAlex Bellamy, 'Whether the Responsibility to Protect? Humanitarian Intervention and the 2005 World Summit', *Ethics & International Affairs* 20(2), 2006, pp. 143–169を参照。
- (4) 中野涼子「グローバル規範としての『保護する責任』の行方―日本と中国・地域からの視点」、『社会と倫理』第二二号、二〇〇八年、九八―一〇九頁。
- (5) 規範の普及についてはMartha Finnemore and Kathryn Sikkink, 'International Norm Dynamics and Political Change', *International Organization* 52(4), 1998, pp. 887–917; Thomas Risse, Stephen C. Ropp, and Kathryn Sikkink (eds.), *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999) を参照。
- (6) カウルらは、「グローバル公共財とは、国家や地域、富裕層と貧困層、または世代すら越えて浸透する利益、または一犯罪や暴力といった負の要素 (bads) を伴う場合には一対価を伴う公共財である」と述べている。Inge Kaul, Pedro Conceição, Kateil le Goulven, and Ronald U. Mendoza, eds., *Providing Global Public Goods*, (Oxford: Oxford University Press, 2003), p. 3.
- (7) Francis Deng et al., *Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa* (Washington, DC: Brookings Institution Press, 1996).
- (8) International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty* (Ottawa: International Development Research Centre, 2001) を参照。また、人道的介入の課題と展望についてはSimon Chesterman, *Just War or Just Peace? humanitarian intervention and international law* (Oxford: Oxford University Press, 2001); Martha

- Finnemore, *The Purpose of Intervention: Changing Beliefs about the Use of Force* (Ithaca, N. Y.: Cornell University Press, 2003); J. L. Holzgrefe and Robert O. Keohane (eds.), *Humanitarian Intervention: Ethical, Legal and Political Dilemmas* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003); Jennifer M. Welsh, ed., *Humanitarian Intervention and International Relations* (Oxford: Oxford University Press, 2004); and Nicholas Wheeler, *Seeing Strangers: Humanitarian Intervention in International Society* (Oxford: Oxford University Press, 2000) を参照。
- (9) S. Neil MacFarlane and Yuen Foong Khong, *Human Security and the UN: Critical History* (Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press, 2006), p. 169.
- (10) 本稿では、人道的介入を「自国民以外の個人に対しての広範囲に及ぶ基本的人權の侵害を防止するまたは終結させることを目的として、国家（または国家グループ）が、当該領域を統治する国家の承認なしに、国境を越えて行なう威嚇又は武力の行使」と定義する⁶⁵。J. L. Holzgrefe, 'The humanitarian intervention debate', in J. L. Holzgrefe and Robert O. Keohane (eds.), *Humanitarian Intervention: Ethical, Legal, and Political Dilemmas* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), p. 18.
- (11) UN Doc. A/63/677 12 January 2009.
- (12) UN Doc. A/64/864, 14 July 2010.
- (13) 中国「日本のいずれも規範形成には直接は関与してこない点には留意する必要がある。」
- (14) MacFarlane and Khong, p. 180.
- (15) *Ibid.*
- (16) Kenneth W. Abbott et al., 'The Concept of Legalization', *International Organization* 54(3), 2000, pp. 401-419; Kenneth W. Abbott and Duncan Snidal, 'Hard and Soft Law in International Governance', *International Organization* 54(3), 2000, pp. 421-456.
- (17) Abbott et al., p. 401.
- (18) UN Doc A/RES/60/1, 24 October 2005, operative paragraphs 138 and 139.
- (19) この点は、規範の実施や内面化を本質的には「社会化の過程」として理解するリッセルやニッケマンの議論と同様である⁶⁶。Thomas Risse and Kathryn Sikkink, 'The socialization of international human rights norms into domestic practices: introduction', in Risse, Ropp, and Sikkink (eds.), p. 5.
- (20) Alastair Iain Johnston, *Social States: China in International Institutions, 1980-2000* (Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2008), pp. 23-26.
- (21) *Ibid.* p. 23.
- (22) *Ibid.* p. 25.
- (23) Amitav Acharya, 'How Ideas Spread: Whose Norms Matter? Norm Localization and Institutional Change in Asian Regionalism', *International Organization* 58(1), 2004, p. 245.
- (24) *Ibid.* p. 248.
- (25) Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, 'International Norm Dynamics and Political Change', *International Organization* 52(4), 1998, pp. 887-917.
- (26) 上の定義は Joseph S. Nye, Jr., *International Regionalism* (Boston: Little, Brown and Company, 1968), p. VII 246⁶⁷。
- (27) Peter J. Katzenstein, *A World of Regions: Asia and Europe in the American Imperium* (Ithaca and London: Cornell University Press, 2005), p. 13.
- (28) 日本は中国との二番目の、中国は日本との二番目の最大の貿易相手国である⁶⁸。
- (29) Yuen Foong Khong and Helen E. S. Nesadurai, 'Hanging Together, Institutional Design, and Cooperation in Southeast Asia: AFTA and the ARF', in Amitav Acharya and Alastair Iain Johnston (eds.), *Crafting Cooperation: Regional International Institutions in Comparative Perspective* (Cambridge and New York: Cambridge University Press, 2007), pp. 32-82; Shaun Narine, 'State Sovereignty, Political Legitimacy and Regional Institutionalism in the Asia-Pacific', *The Pacific Review* 17(3), 2004, pp. 423-450.
- (30) Paul M. Evans, 'Human Security in Extremis: East Asian Reactions to the

- Responsibility to Protect' in Sorpong Peou (ed.), *Human Security in East Asia: Challenges for Collaborative Action* (London and New York: Routledge, 2009), pp. 79-93.
- (31) Statement by Ambassador Liu Zhemmin at the Plenary session of the General Assembly on the Question of "Responsibility to Protect", 24 July 2009. The Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, available at: <http://www.china-un.org/eng/hy/yf/yf575682.htm> (accessed 7 July 2009).
- (32) Lin Zhemmin, 'Protection of Civilians in Armed Conflicts', 20 November 2007, The Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China.
- (33) 中国が領土の租借権、資源の採掘権、鉄道敷設権などを他国に与えるものに強いられた「列強」を指す。
- (34) Shuisheng Zhao, 'China's Pragmatic Nationalism: Is It Manageable?', *The Washington Quarterly* 29(1), 2005, pp. 131-144.
- (35) 中国の政府代表は「人道的介入の概念化はまことに誤りである」と述べた。 *Responsibility to Protect: Background*, p. 392.
- (36) 米国の中心とするNATOの空爆は中国の強い疑念を招き、トーチカの攻撃は「米国のいわゆるローバル・エンボニー追求のための重要な布石」、中国は中国側で理解を求む。 Zhang Yunling, 'China: Whither the World Order after Kosovo?', in Albrecht Schnabel and Ramesh Thakur (eds.), *Kosovo and the Challenge of Humanitarian Intervention: Selective Indignation, Collective Action, and International Citizenship* (Tokyo, Paris and NY: UNU Press, 2000), p. 121.
- (37) Bates Gill, *Rising Star: China's New Security Diplomacy* (Washington D. C.: Brookings Institution Press, 2007), especially Ch. 4.
- (38) http://www.un.org/en/peacekeeping/contributors/2011/mar11_1.pdf (accessed 1 May 2011).
- (39) Gill and Reilly, p. 44.
- (40) Allen Carlson, 'More than Just Saying No: China's Evolving Approach to Sovereignty and Intervention since Tianamen', in Alastair Iain Johnston and Robert S. Ross, eds., *New Directions in the Study of China's Foreign Policy* (Stanford, Calif: Stanford University Press, 2006), p. 234.
- (41) Wei Liang, 'China: Globalization and the Emergence of a New Status Quo Power?', *Asian Perspective* 31(4), 2007, pp. 125-149.
- (42) Bates Gill and James Reilly, 'Sovereignty, Intervention and Peacekeeping: The View from Beijing', *Survival* 42(3), Autumn 2000, p. 41.
- (43) Jonathan Holslag, 'Commerce and Prudence: Revising China's Evolving Africa Policy', *International Relations of the Asia-Pacific* 8(3), 2008, pp. 325-352.
- (44) Zhai Jun, A Briefing for Chinese and Foreign Journalists on the Darfur Issue of Sudan, 12 April 2007, available at: <http://www.chinese-embassy.org.za/eng/zv/darfur/t329292.htm> (accessed 14 May 2010).
- (45) 'Wen Defends China's Role in Darfur', *China Daily*, 20 February 2008, http://www.chinadaily.com.cn/olympics/2008-02/20/content_6469137.htm
- (46) On Myanmar, see S/PV. 5619, 12 January 2007; on Zimbabwe, see S/PV. 5933, 11 July 2008.
- (47) S/PV. 5577, 4 December 2006, p. 16; S/PV. 5703, 22 June 2007, p. 26.
- (48) Asia-Pacific Centre for the Responsibility to Protect, 'Japan and the Republic of Korea on the Responsibility to Protect', 10 October 2008, p. 7, available at: <http://R2Pasiapacific.org/images/stories/food/japan%20and%20korea%20on%20R2P.pdf> (accessed 14 May 2010).
- (49) Kenzo Oshima, Permanent Representative of Japan at the Plenary Meeting of the General Assembly on the Report of the Secretary-General, 7 April 2005, available at: <http://www.mofa.go.jp/announce/speech/un2005/un0504.html> (accessed 7 July 2009).
- (50) Address by H. E. Mr. Yasuo Fukuda, Prime Minister of Japan at the Session on 'The Responsibility to Protect: Human Security and International Action', available at: <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/wef2008/address.html> (accessed 7 July 2009).
- (51) 日本の反軍国主義にこころをこめて Peter J. Katzenstein, *Cultural Norms*

- and National Security: Police and Military in Postwar Japan* (Ithaca and N. Y.: Cornell University Press, 1996); Thomas U. Berger, 'Norms, Identity, and National Security in Germany and Japan', in Peter J. Katzenstein (ed.) *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics* (New York: Columbia University Press, 1996), pp. 135-169.; Andrew L. Oros, *Normalizing Japan: Politics, Identity, and the Evolution of Security Practice* (Stanford, Calif.: Stanford University Press, 2008).
- (52) Andrew L. Oros, *Normalizing Japan: Politics, Identity, and the Evolution of Security Practice* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2008).
- (53) たとえば、自衛隊は一九九二年九月に国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) を援助するためカンボジアへ、一九九二年二月にモザンビークへ、一九九四年にはルワンダ・ミッシェンの一部としてザイールとタンザニアへ、一九九六年一月以降は国連兵力引き離し監視隊としてコロン高原へ、二〇〇二年三月以降は国連東ティモール暫定統治機構・国連東ティモール派遣団へとそれぞれ派遣されている。Katsumi Ishizuka, 'Japan's Policy towards UN Peacekeeping Operations', *International Peacekeeping*, 12(1), Spring 2005, pp. 67-86.
- (54) Christopher W. Hughes, *Japan's Remilitarisation* (London and New York: Routledge, 2009).
- (55) Keizo Obuchi, Opening Remarks at an Intelligent Dialogue on Building Asia Tomorrow, 2 December 1998, available at: <http://www.mofa.go.jp/policy/culture/intellectual/asia9812.html> (accessed 7 July 2009).
- (56) 一九九四年の国連開発計画 (UNDP) の報告書において、「人間の安全保障」は、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」に対して支援を行なうことが強調されている。United Nations Development Programme, *Human Development Report 1994: New Dimensions of Human Security* (New York: United Nations Development Programme, 1994).
- (57) Statement by Director-General in the International Conference on Human Security in a Globalized World, Ulan Bator, 8 May 2000, available at: http://www.mofa.go.jp/policy/human_secu/speech0005.html (accessed 7 July 2009).
- (58) Ryosei Kokubun, 'Changing Japanese Strategic Thinking toward China', in Gilbert Rozman et al, *Japanese Strategic Thought toward Asia* (Palgrave Macmillan: New York, 2007), pp. 137-158.
- (59) Yash Ghai, 'Asian Perspectives on Human Rights', in James Tang (ed.), *Human Rights and International Relations in the Asia Pacific Region* (London: Pinter, 1993), pp. 54-67.
- (60) Amitav Acharya, 'Human Security: East versus West', *International Journal*, Summer 2001, p. 453.
- (61) *Ibid.*, p. 448.